

箱四町会町会会館利用規定

箱崎町箱四町会の町会会館（箱崎町34-8に所在）の利用に関し、以下の規則を定める

第1条（趣旨）

本規定は町会会館の円滑な利用を図ることを目的とし、集会室利用者は使用にあたり、本規則を遵守しなくてはならない。

第2条（使用資格と使用目的）

町会会館は、町会へ加入されている会員の方が、会員の自治、福祉、文化の向上を目的とした活動に使用することができる。

第3条（使用場所及び設備）

利用者は、施設のうち次の場所及び設備を使用することができる。

- 1、 町会会館 1階または2階
- 2、 町会会館の使用に際して必要となるトイレ等の設備
- 3、 町会会館に設置された電気・空調設備、水道及び給湯器、机といす

第4条（使用時間）

町会会館の原則的な使用時間帯を、次のように区分する。

- (1) (午前) 9:00～12:00
- (2) (午後) 12:00～17:00
- (3) (夜間) 17:00～21:00

ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

第5条（使用料）

集会室の使用料は、無料とする。

第6条（使用手続き）

- 1、 町会会館を使用する場合は、使用責任者、使用人数、使用目的、使用時間を明確にして事前に箱崎町箱四町会職員（TEL/FAX 兼用：3667-5767）に申込まなければならない。
- 2、 集会室の使用の申込みは使用日の2カ月前からとし、原則として申込み順によるものとする。
- 3、 ただし、町会として優先して使用する必要が生じた場合、その使用の許可を取り消しする場合がある。

第7条（遵守事項）

- 1、 町会会館を使用する場合には以下の事項を行うことはできないものとする。万一これに違反した場合には、使用許可の取り消し、あるいは今後の使用の申込みを受け付けないことができる。また使用者が、集会室、ならびにその備品、他の使用者等に損害を与えた場合、使用者はその損害を弁償しなければならない。
 - （1） 第2条に定める使用目的以外の目的で使用する事。
 - （2） 特定の政党・宗教を支持し、またはこれに反対するなどの政治・宗教活動
 - （3） 営利を目的とした活動
 - （4） 施設及び備品の損傷、備品の持ち出し及び使用者の物品の留置
 - （5） 喫煙（定められた場所を除く）、火気の使用（集会室内に設置されたガス器具の使用を除く）及び危険物等の持ち込み
 - （6） 振動、騒音、悪臭等の他の使用者に迷惑を及ぼす行為及び公序良俗に反する行為
- 2、 使用責任者は使用終了後直ちに清掃・備品の整理等を行うとともに、火気の点検を行い、電気器具、空調設備の電源を切り、戸締りを確認の上退出をすること。

第8条（規則の改廃等）

- 本規則の変更は、箱四町会の理事会によって決定する。
本規則に定めのない事項については、会長が決定する。

第9条（附則）

- 本規則は、平成22年10月2日より改訂の上、施行する。